3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川球磨川水系球磨川（以下単に「球磨川」という。）は、その源を熊本県球磨郡水上村に発し、人吉盆地を貫くように流れた後、山間の狭さく部や八代平野を経て八代海に注ぐ、幹川流路延長115㎞、流域面積1,880㎢の河川である。また、川辺川は、球磨川の一次支川であり、その源を熊本県と宮崎県との県境に発し、同郡五木村の中心部を流れた後、同郡相良村において球磨川に合流する、幹川流路延長62㎞、流域面積533㎢の河川である。

球磨川水系の流域（以下「本流域」という。）は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県にまたがる４市５町５村で形成され、下流部には、熊本県内で人口が２番目に多い八代市、上流部には、球磨地方の主要都市である人吉市を擁し、ＪＲ肥薩線・鹿児島本線（九州新幹線）、九州縦貫自動車道、国道３号・219号等の基幹交通施設が存するなど、熊本県南部における社会、経済、文化の基盤をなす重要な地域である。

しかしながら、球磨川は日本三急流の一つに数えられ、急勾配区間で流れの速くなった洪水が平野部の緩勾配区間に一気に流れ込むため被害が生じやすい地形となっており、さらに、本流域は、年間の平均降水量が日本の年平均降水量の約1.6倍の多雨地域であり、その降水量の約４割が梅雨期に集中していることから、度々洪水に見舞われている。昭和57年７月には、梅雨前線に伴い12日と25日に連続して洪水が発生し、死者５名、家屋の損壊96戸、家屋の浸水5,391戸もの甚大な被害が発生している。近年でも平成16年８月、平成17年９月、平成18年７月と３年連続で洪水による被害が生じたほか、令和２年７月に発生した梅雨前線に伴う豪雨では、人吉観測所をはじめとする、本流域内の複数の雨量観測所において、観測開始以来最大の雨量が観測され、人吉市で堤防が決壊したほか、多数の地点で洪水が堤防を越えて氾濫し、死者65名（うち本流域内の死者50名）、家屋の浸水約6,280戸、橋梁流失19橋もの甚大な被害が発生している。

このような状況に対応するため、球磨川水系の治水対策として、平成19年５月に策定された「球磨川水系河川整備基本方針（令和３年12月変更）」に沿って、令和４年８月に「球磨川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下「河川整備計画」という。）が策定された。河川整備計画の目標として、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ、令和２年７月豪雨と同規模の洪水を含む、想定し得る最大規模までの洪水を想定して、流域全体での河川整備を実施する治水対策としての「流域治水」による球磨川流域の強靭化を推進することが掲げられており、本件事業は、球磨川水系における洪水調節施設の一つとして位置付けられている。

本件事業の完成により、球磨川水系における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、河川整備計画に定める球磨川上流の基準地点である人吉における目標流量7,600㎥／ｓのうち3,700㎥／ｓを調節し、河道への配分流量を3,900㎥／ｓに低減させ、球磨川下流の基準地点である横石における目標流量11,200㎥／ｓのうち3,000㎥／ｓを調節し、河道への配分流量を8,200㎥／ｓに低減させることで、本流域の洪水による被害を軽減させ、本流域内住民の生命及び財産の保全に寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行によって得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、令和３年６月から「流水型ダム環境保全対策検討委員会」を開催し、専門家からの助言を踏まえた上で、環境影響評価法に準じた手続の中で提出された主務大臣、熊本県知事及び一般の方々からの意見を勘案、配意して、同法に基づくものと同等の環境影響評価を実施し、令和６年10月に「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」として公表している。

この結果によると、大気質、振動については、法令により定められた基準（以下単に「基準」という。）等を満足すると評価されている。

一方で、建設機械の稼働に係る騒音については、基準を超える値が見られるものの、防音シートの設置を環境保全措置として講ずることにより、基準を満足すると評価されている。工事用車両の運行に係る騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、低騒音舗装（排水性舗装）の採用及び工事用車両運行ルートの一部変更を環境保全措置として講ずることにより、基準を満足すると評価されている。

水質（土砂による水の濁り）については、工事の実施時及びダムの供用後は基準を満足する一方、試験湛水の実施にあたり、試験湛水の貯水位上昇時に濁度が高い洪水を貯めた場合、貯水位下降時に沈降したＳＳ（水中を浮遊している物質）が放流時の末期に巻き上がることにより、ダム直下地点より下流地点で濁度が上昇すると予測されているものの、貯水位の下降速度を抑制させることや、ＳＳ成分の巻き上がりが顕著に懸念される場合、ＳＳ成分の巻き上がりの影響が少ない表層から取水すること等を環境保全措置として講ずることにより、土砂による水の濁りを低減できると評価されている。

また、本件事業が動植物に及ぼす影響については、本件事業の施行区域及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるヤマネ及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハナコギセル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づく指定希少動植物種であるコタニワタリ等及び環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナガバムシトリゴケ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業が生態系に及ぼす影響については、本件事業の施行区域及びその周辺の土地において、地域を特徴づける注目種として、ヤマセミ、アユ等の生息が確認されている。

本件事業が上記の動植物及び生態系に及ぼす影響については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響が小さい又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると評価されている。

主な環境保全措置のうち、ハナコギセルについては、ダム堤体及びダム洪水調節地の出現により産卵場・生息地として適さなくなることから、産卵場を整備し移植又は周辺の生息適地への移植を行うこととしている。ナガバムシトリゴケについては、ダム洪水調節地の出現により生育環境が変化すると考えられることから、生育地の表土の生育適地への撒き出し等を行うこととしている。

ヤマセミについては、生息・繁殖環境が一部改変されることから、既設人工巣の維持管理や事業実施期間中に生息状況の監視等を実施することとしている。アユについては、工事期間中に仮排水路トンネル内の流れが速くなることで上下流への移動が困難となる可能性があると考えられるため、トンネル内部の河床を改良し、多様な環境を確保することで流れを抑え移動性を確保することとしている。

なお、起業者は、事前調査を踏まえた上記の環境保全措置に加え、必要に応じて事後調査を実施し、その結果について専門家の指摘及び助言を得ながら評価を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、必要な措置を講ずることとしている。

さらに、本件事業の施行区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が10か所存在するが、このうち９か所については、既に発掘調査が完了し、記録保存の措置が講じられている。起業者は、今後、残る１か所についても熊本県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。